

4. 流通

4.1 北海道産木材を用いたトラスに使用する木材の流通

4.1.1 適用範囲

本規定は、トラス製作工場における北海道産木材の取り扱いに適用する。

4.1.2 検査体制及び記録

原材料の受入検査は、2名以上の人員を配置し、受入検査担当係員を定め、その係員が検査を行う。

受入検査結果は所定の書式に記録し、担当係員以外の人員が検査状況を確認した後に保管する。保管期間は10年間とする。

4.1.3 検査方法

1回の入荷を1ロットとし、1ロット毎に約5%の資料抜き取り検査を行う。

4.1.4 木材の受入検査基準

- ・ JAS認定枠組壁工法構造用製材工場が出荷したものとする。
- ・ 目視により樹種、節、欠点等を検査し、器具により測定する。
- ・ 表4.2に示す規格を満たすものとする。

表4.2. 北海道産材の受入検査規準

区分		規格			
節及び穴の最大径 mm		幅面			厚面
		健全な節		穴	節穴
		材縁部	中央部		
	204材	32	51	32	13
206材	48	73	38	13	
集中節		上記数値の2倍以下			
穴の数		60cmにつき1個以下			
腐れ		強度的に影響のない程度に軽微なこと			
変色		辺材部のもの、堅固な心材部のものは可			
丸身		材長の1/3以下			
貫通割れ	木口面	材幅の1.5倍以下			
	木口面以外	無きこと			
その他の割れ	木口面	材厚の1/2以下			
	木口面以外	割れが90cm以下			
加工上の欠陥		利用上支障のないこと			
曲がり		0.5%以下			
そり		顕著でないこと			
ねじれ		顕著でないこと			
含水率		18%以下			
寸法	厚さおよび幅	±1.5mm以下			
	長さ	+制限しない -0mm			

4.1.5 トラスに用いる北海道産木材の品質

- ・メタルプレートコネクターを用いた木質トラスに用いる北海道産木材は「枠組み壁工法用製材の日本農林規格」に基づいて甲種2級格付けされた製材及び北海道産材カラマツMSR製材及び木材産地証明が可能且つ性能品質が明示されるものとする。
- ・トラスで用いる木材の比重は0.4以上とする。
トラスの製作に使用する木材は、含水率は18%以下の乾燥材とする。

表 4.1. 北海道産材の品質規準（案）

区分		規格					
節又は穴の 最大径 mm		幅面			厚面		
		健全な節		穴	節あな		
		材縁部	中央部				
	204材	32	51	32	13		
206材	48	73	38	13			
集中節		上記数値の2倍以下					
穴の数		60cmにつき1個以下					
腐れ		強度的に影響のない程度に軽微なこと					
変色		辺材部のもの、堅固な心材部のものは可					
丸身		材長の1/3以下					
貫通割れ	木口面	材幅の1.5倍以下					
	木口面以外	無きこと					
その他の 割れ	木口面	材厚の1/2以下					
	木口面以外	割れが90cm以下					
加工上の欠陥		利用上支障のないこと					
曲がり		18mm迄					
そり		10mm迄					
ねじれ		材長10f未満			材長10f以上		
	204材	12mm以下			16mm以下		
	206材	12mm以下			18mm以下		
含水率		19%以下					
寸法 mm		厚さ		幅		長さ	
		基準寸法	許容範囲	基準寸法	許容範囲	定尺材	カット材
	204材	38	+1.0	88	+1.0	+規定無	+1.5
					-0.5		-1.5
	206材	38	-1.0	140	+1.0	-0	+1.5
-1.0					-1.5		

4.1.6 流通経路

北海道産木材を使用するトラスは、図 4.2.1 に示す流通経路の合法木材を使用し、産地情報を確認できるものとする。

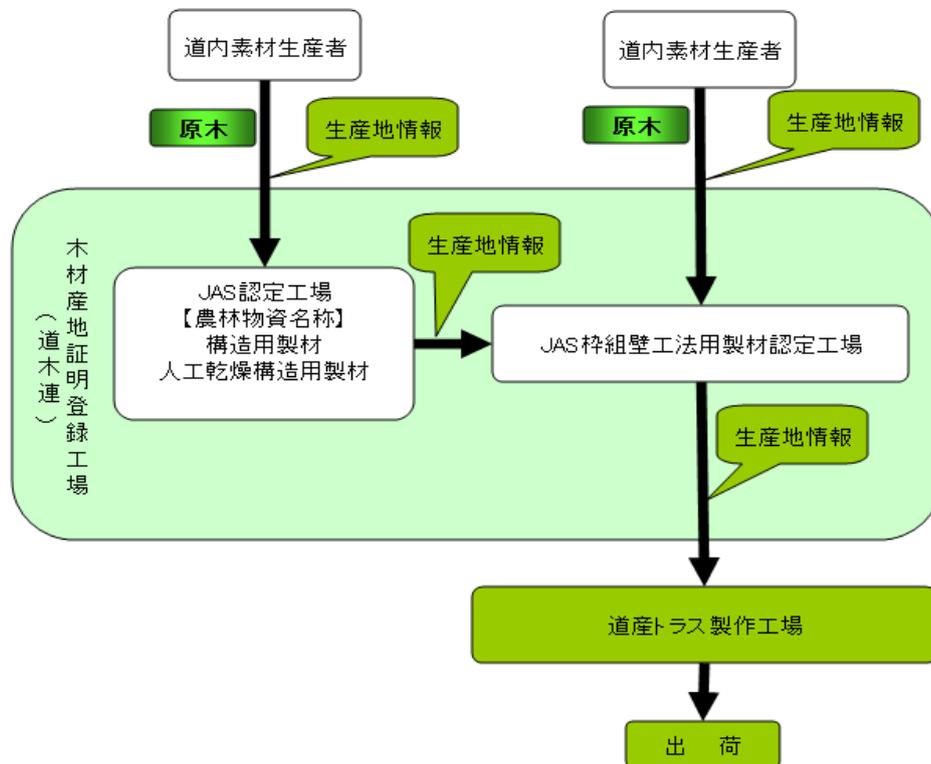


図 4.2.1. 北海道産材の流通経路-1